

## ●香川県告示第204号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）第61条、第62条第2項、第65条第2項及び第5項並びに第76条第2項及び第5項の規定により、知事が別に定める特別の事情及び提出又は報告の期限を次のように定め、令和2年6月23日から施行する。

令和2年6月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 1 別に定める特別の事情

新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響

### 2 次の表の左欄に掲げる提出又は報告の期限を右欄に掲げる別に定める期限まで延長する。

提出又は報告の期限	別に定める期限
(1) 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第61条の規定により令和2年度に行わなければならない化学物質管理の方針及び管理計画の提出の期限（令和2年8月31日）	令和2年9月30日
(2) 規則第62条第2項の規定により令和2年度に行わなければならない化学物質適正管理計画の提出の期限（令和2年8月31日）	令和2年9月30日
(3) 規則第65条第2項の規定により令和2年度に行わなければならない地球温暖化対策計画の提出の期限（令和2年7月31日）	令和2年9月30日
(4) 規則第65条第5項の規定により令和2年度に行わなければならない地球温暖化対策実施状況の報告の期限（令和2年7月31日）	令和2年9月30日
(5) 規則第76条第2項の規定により令和2年度に行わなければならない自動車排出ガス対策計画の提出の期限（令和2年7月31日）	令和2年9月30日
(6) 規則第76条第5項の規定により令和2年度に行わなければならない自動車排出ガス対策実施措置の報告の期限（令和2年7月31日）	令和2年9月30日